

## てくてくさぬき推進事業補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 わがかがわ観光推進協議会は、滞在交流型観光を推進することにより、各地域への観光客誘致を図るため、この要綱に定めるところにより、まち歩き実施団体が、第3条に定めるまち歩きコース（以下「まち歩きコース」という。）の催行に必要な経費に対し、予算の範囲内において、てくてくさぬき推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「まち歩き実施団体」とは、地域固有の資源を発掘し、磨き上げ、有効に活用することにより、地域の活性化やまちづくり型観光に取り組む県内各地域の民間団体等をいう。

2 この要綱において、「まちづくり型観光」とは、まち歩き実施団体が主体となって地域の資源を発見し、磨き上げるために行う事業及び主要観光地等において新しい魅力を付加し、人の交流を増大させ、地域の観光振興を図るために行う事業をいう。

### (補助の対象となるコース)

第3条 補助の対象となるコースは、まち歩き実施団体がまちづくり型観光を推進するため催行するコースとし、原則として春夏季・秋冬季ごとに1回以上催行するコースとする。

2 別表「補助対象となる経費」のうち、①の経費は第1項に定めるコースのうち、次に掲げるコースを対象とする。

- (1) 新規に立ち上げるまち歩きコース
- (2) 既存のコースをリニューアルしたまち歩きコース

### (補助の対象となる経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、てくてくさぬき推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

なお、申請回数は、年度内に1回までとする。

### (補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理した時は、その内容を審査し、適當と認めたときは、てくてくさぬき推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (事業変更等の承認)

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、

又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、てくてくさぬき推進事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項に定める軽微な変更は、所要経費の20パーセント以内の額を増減するときとする。ただし、補助金の額に変更を生じる場合には、この限りでない。

#### （実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、てくてくさぬき推進事業補助金事業実績報告書（様式第4号）に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

#### （補助金の確定）

第9条 会長は、前条の規定による事業実績報告書を受理した時は、その内容を審査し、適當と認めたときは、てくてくさぬき推進事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第10条 この補助金を請求しようとするものは、前条の確定通知書に基づきてくてくさぬき推進事業補助金交付請求書（様式第6号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払ができる。

#### （報告、検査及び指示）

第11条 会長は、補助事業を適正に実施させるため必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業に関し報告を求め、又は職員に命じて書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

- 1 この要綱は、令和5年6月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第4条関係）

項目	内 容
補助の対象となる経費	まち歩きコース造成に係る以下の経費 ・資料収集に係る経費 ・パンフレット作成に係る経費 ・コースの整備に係る経費 ・その他会長が特に必要と認めた経費 (ただし、県の他の補助制度により補助金の交付対象となっている事業に係る経費を除く。)
補 助 率	補助対象経費の10／10以内
補助限度額	1事業当たり 100千円
備 考	

(注) 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。